

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第10次地方分権一括法）の概要

内閣府地方分権改革推進室

令和2年6月3日成立

令和2年6月10日公布

第10次地方分権一括法

「提案募集方式（※地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入）」に基づく地方からの提案について、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

改正内容

【10法律を一括改正】

A 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲（1改正事項（1法律））

- 軌道経営者に対する運輸開始の認可等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲（軌道法）

B 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等（12改正事項（9法律））

- 地域型保育事業を行う者に対する確認について、事業所が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とする見直し（子ども・子育て支援法）
- 地方議会議員選挙の立候補の届出書に添付する宣誓書の宣誓内容に「当該選挙の期日において住所要件を満たす者であると見込まれること」を追加（公職選挙法）
- 公害審査委員候補者の委嘱期間について、1年を超える3年以下の期間で都道府県が条例で定めることを可能に（公害紛争処理法）
- 試験研究を行う地方独立行政法人が、成果活用事業者等への出資等を行うことを可能に（地方独立行政法人法）
- 地方独立行政法人が、本来業務及び附帯する業務に該当しない土地等の貸付けを行うことを可能に（地方独立行政法人法）
- 子育て短期支援事業において、市町村が児童を里親等に直接委託して実施することを可能に（児童福祉法）
- 教育扶助（学校給食費等）を地方公共団体の長等に対して支払うことを可能に（生活保護法）
- みなし指定介護機関に係る指定の効力について、介護保険法に基づく指定の効力の停止に連動して停止する見直し（生活保護法）
- 生活保護費返還金等に係る収納事務について、私人に委託することを可能に（生活保護法）
- 市町村が実施する森林の土地の所有者等に関する調査結果を林地台帳に反映する見直し（森林法）
- 町村による都市計画の決定に係る協議における都道府県同意の廃止（都市計画法）
- 不動産鑑定士の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止（不動産の鑑定評価に関する法律）

施行期日

(1) 直ちに施行できるもの → 公布の日

(2) (1)に依り難い場合 → (1)以外の個別に定める日

A 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲

①軌道経営者に対する運輸開始の認可等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲(軌道法)

- ・ 軌道(路面電車、都市モノレールなど)に関して都道府県知事が行う運輸開始の認可等の事務・権限のうち、一の指定都市内で完結する路線に関するものについて、指定都市へ移譲する。
- ・ これにより、指定都市において道路の管理と一体的に事務を行うことが可能になり、事務の効率化に資するとともに、認可までの時間が短縮されること等により事業者の利便性の向上に資する。

権 限	都道府県	指定都市
指定都市内の道路の管理 (国が管理する直轄国道を除く)		○
指定都市内の軌道の認可等	○	→

(施行日: R4.4.1)

B 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等

①地域型保育事業を行う者に対する確認について、事業所が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とする見直し(子ども・子育て支援法)

- ・ 定員20名未満かつ2歳児までの受入れを基本とする地域型保育事業を広域利用する場合の事業所所在市町村以外の市町村(B市)の長による「確認」※を不要とする。

※ 地域型保育給付費等の支給に当たっては、市町村の長が給付の支給に係る事業を行う者を事業所ごとに「確認」することとされている。

- ・ これにより、事業者にとっては事業所所在市町村(A市)の長からのみ「確認」を受けることで足りることとなり、事務負担の軽減に資する。

(施行日: 公布の日から3月を経過した日)

